

札幌市税条例等の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例等の一部を改正する条例
(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。
(1) 第19条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
(2) 第28条の3第5号ア(ア)a及びイ(イ)a並びにウ(ウ)a及びエ(エ)a中「第314条の2第8項」を「第314条の2第7項」に改め、同条第10号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額」に改め、「（当該寡婦が、法第292条第1項第11号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものである場合には、30万円）」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(10)の2 ひとり親控除額

30万円

- (3) 第28条の6第1号アの表(ウ)の項中「寡夫」を「法第314条の6第1号イの表の(3)のひとり親で政令で定めるもの」に改め、「（(イ)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(イ)の項中「法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下」を「法第314条の6第1号イの表の(4)のひとり親で政令で定めるもの」に改める。
- (4) 第33条の5第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。
- (5) 第37条第7項中「第49条の2に規定する者」を「第49条の3に規定するもの」に改め、同条第9項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改める。

- (6) 第42条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。
- (7) 第44条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。
- (8) 第80条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

- (9) 第80条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。
- (10) 第127条第2項中「法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」を「附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」に改める。
- (11) 附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項及び第3項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における当該加算した割合」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

- (12) 附則第5条中「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」

に改める。

- (13) 附則第5条の4第1項及び第2項、第5条の5第1項及び第2項並びに第5条の7第1項、第3項、第4項、第6項、第7項、第9項、第11項及び第12項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。
- (14) 附則第5条の7の2第1項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
- (15) 附則第5条の7の3第1項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。
- (16) 附則第7条第1項から第5項まで及び第8条第1項中「又は法」を「又は」に改める。
- (17) 附則第10条中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「」とする」を「、第61条若しくは第62条」とする」に改める。
- (18) 附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を削り、同条第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。
- (19) 附則第12条第1項から第5項まで及び第13条第1項中「第19項を除く。」又は「第18項を除く。」又は「」に改める。

- (20) 附則第14条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。
- (21) 附則第15条の2の2第1項中「又は法」を「又は」に改める。
- (22) 附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。
- (23) 附則第16条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。
- (24) 附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請手続等)

第22条 法附則第59条第3項の規定の適用がある場合における第11条第6項の規定の適用については、同項中「第15条の2第6項」とあるのは「第15条の2第6項（法附則第59条第3項において準用する場合を含む。）」と、「同条第7項」とあるのは「法第15条の2第7項（法附則第59条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち、市長が指定するもの（次項において「市町村払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第28条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第28条の7第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの

の金額を除く。) の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に、「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第3号中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改め、同項第4号中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改め、同項第6号中「によつて」を「により」に改める。
- (2) 第12条の2第1項中「及び第5項」を「及び第3項」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、「若しくは連結法人市民税額(以下この項において「税額」という。)」を削り、「その税額」を「その法人市民税額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。
- (3) 第18条第4項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第5項中「第33条の5第7項から第9項」を「第33条の5第6項から第13項」に改める。
- (4) 第26条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3

号」に改める。

(5) 第28条の3第14号を次のように改める。

(14) 扶養控除額

各控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下この項、第28条の6及び第30条の2の3第1項において同じ。）につき33万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第28条の6において同じ。）である場合には45万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。第28条の6において同じ。）である場合には38万円（その老人扶養親族が、納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第28条の6及び第30条第1項第1号において「同居老親等扶養親族」という。）である場合には、45万円））

ア 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者 年齢16歳以上の者

イ 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者 年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(7) 留学により法の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(イ) 障害者

(ウ) その市民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(6) 第28条の5第1項中「、第2項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項及び第15項」を「から第8項まで」に改め、「又は法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額」を削り、同条第3項中「の規定により申告納付するものにあつては同項」及び「、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

(7) 第30条の4第9項中「第33条の5第9項」を「第33条の5第8項」

に改める。

- (8) 第33条の5第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第7項、第8項及び第10項」を「第6項、第7項及び第9項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に、「控除すべき」を「、控除すべき」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第12項」を「第11項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第7項」を「第6項」に改める。
- (9) 第80条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。
- (10) 第127条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。
- (11) 附則第10条中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64

条」に改める。

(12) 附則第10条の2第12項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(13) 附則第19条第2項中「第321条の8第19項」を「第321条の8第31項」に改める。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第7項の表第12条第1項第3号の項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

(1) 附則第5条第4項の表第12条第1項第3号の項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改める。

(2) 附則第7条第4項中「32年新条例」を「2年新条例」に改め、同項の表第12条第1項第3号の項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改め、同条第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

(3) 附則第9条第4項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同項の表第12条第1項第3号の項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改め、同条第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中札幌市税条例第19条第1項第2号の改正規定を削る。
- (2) 附則第1条第3号を次のように改める。
 - (3) 削除
- (3) 附則第2条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中札幌市税条例第80条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条第1項の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中札幌市税条例第19条第1項第2号、第28条の3、第28条の6第1号アの表及び附則第3条の2の改正規定並びに同条例附則に3条を加える改正規定（同条例附則第22条に係る部分を除く。）並びに第2条中札幌市税条例第127条第2項並びに附則第10条及び第10条の2第12項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項、第3項及び第6項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中札幌市税条例第80条第2項ただし書の改正規定及び附則第5条第2項の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（札幌市税条例第12条第1項第6号の改正規定並びに前2号、次号及び第7号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第3条中札幌市税条例等の一部を改正する条例附則第7条第7項の改正規定並びに第4条中札幌市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第4項、第7条第4項の表及び第9条第4項の表の改正規定並びに附則第3条第8項及び第9項の規定 令和4年4月1日
- (5) 第2条中札幌市税条例第28条の3第14号の改正規定及び附則第3条第7項の規定 令和6年1月1日
- (6) 第1条中札幌市税条例附則第16条第1項及び第16条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(7) 第2条中札幌市税条例第18条第4項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項から第3項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第28条の3及び第28条の6（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る札幌市税条例第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第18条第1項第1号に掲げる者に係るもの）」とする。

4 新条例附則第23条第3項の規定による告示は、同項の規定の例により、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

5 前項の規定により行われた告示は、新条例附則第23条第3項の規定により行われたものとみなす。

6 市民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以

下この項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)附則第4条の政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条の政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を新型コロナウイルス感染症特例法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第23条の規定を適用する。

7 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

8 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

9 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第6条第2項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、現行の寡婦控除の適用範囲を見直し、新たにひとり親控除を創設する等のほか、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止に係る措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を目的に、徴収の猶予制度の特例が新たに設けられたこと等に伴う所要の改正を行うため、本案

を提出する。